

赤江中学校区学校関係者評価委員会設置要綱

1 目的

この規則は「宮崎市立学校管理規則」第73条の規定に基づき、赤江中学校区の学校関係者評価委員会に関する基礎的事項を定めるものである。

宮崎市立学校管理規則 抜粋

第73条

学校は、教育活動その他の学校運営について組織的かつ継続的に改善を図るため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第73条の2

学校は、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進するため、前条第1項の評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 構成

- (1) 学校関係者評価委員会は9名（小学校・中学校各3名）をもって組織する。
- (2) 学校関係者評価委員は、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、宮崎市教育委員会が委嘱する。
 - ア 地域の有識者（地域協議会・赤江公民館等の関係者）
 - イ 地域の教育関係者（青少年育成協議会、民生児童委員等）
 - ウ 地域の学識経験者（元教員等）
 - エ P T A（役員、その他の保護者）

3 学校関係者評価委員の任期

- (1) 学校関係者評価委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 学校関係者評価委員に欠員が生じた場合、適任者がいればこれを補充するものとする。但し、補充した評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会議

- (1) 学校関係者評価委員会は、事務局校の校長が他の小・中学校の校長と協議して、必要に応じ召集し、次の事項について協議する。
 - ア 評価の内容及び方法に関すること
 - イ 評価の実際及び公表に関すること
 - ウ その他必要なこと
- (2) 校長は、必要に応じて意見聴取の席に教頭や他の職員を参加させることができるものとする。
- (3) 校長は、評価結果を学校通信や学校ホームページ等により、適切な時期に公表するものとする。

5 学校関係者評価委員の役割

- (1) 評価委員は、各学校における教育活動や学校運営状況を客観的に評価するため、適切な時期に学校訪問等を行って教育活動を視察するとともに、教職員や保護者、児童生徒から意見等を聴取する。
- (2) 校長が提示した自己評価の結果について、評価員全員による組織的な評価を行う。
- (3) 評価委員は職務上知り得た秘密を、現職中はもちろん、その職を退いた後も漏らしてはならない。

6 その他

- (1) 評価委員会は、地域の教育力を高めるため、赤江地域協議会との積極的な連携に努める。
- (2) 事務局校は1年交代の輪番制とする。（順番は赤江中→恒久小→宮崎南小）
- (3) その他必要事項については、適宜別途で定める。
- (4) この要綱は、平成20年4月1日から施行する。